

平成 25 年 1 月 21 日

各 位

会 社 名 シンワアートオークション株式会社 代表者名 代表取締役社長 倉田 陽一郎 (JASDAQ・コード2437) 問合せ先 経理部長 益戸 佳治 電話番号 03-3520-0066(代表) (http://www.shinwa-art.com/)

ストック・オプション (新株予約権) の発行に関するお知らせ

当社は、平成25年1月21日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社従業員に対し、ストック・オプションとして下記のとおり新株予約権を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

I. ストック・オプションとして新株予約権を発行する理由

当社従業員が株主の皆様と利益意識を共有することを主眼とし、中長期的な株主価値の増大と報酬とを連動させ、業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的として、当社従業員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を発行するものであります。

- Ⅱ. 新株予約権の発行要領
- 1. 新株予約権の数

1,260 個

2. 新株予約権と引換えに払込む金銭 新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しない。

- 3. 新株予約権の内容
 - (1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - ①新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 1,260 株

なお、当社が新株予約権を割当てる日(以下、「割当日」という。)以後、株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日以後、新株予約権の目的となる株式の数の調整をする

ことが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で株式の数の調整をすることができる。 なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

②新株予約権1個あたりの目的となる株式の数

新株予約権1個あたりの目的となる株式の数は、1株とする。ただし、上記①に 定める新株予約権の目的となる株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う ものとする。また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これ らの場合に準じて株式の数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適 切に株式の数の調整を行うことができるものとする。ただし、かかる調整は、本新 株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の目的と なる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、上記(1)②に定める新株予約権1個あたりの目的となる株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く。)における金融商品取引所における当社普通株式の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、その価額が新株予約権の割当日の終値(取引が成立していない場合はその前日の終値)を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、当社が、割当日以後、株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を 行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げ る。

また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく自己株式の譲渡及び株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

なお、上記算式における「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他こ

れらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で 適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

- (3) 新株予約権を行使することができる期間 平成27年2月5日から平成30年2月4日までとする。(3年間)
- (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ①本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - ②本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する ものとする。

- (6) 新株予約権の行使の条件
 - ①新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、取締役会が正当な事由があると認めた場合はこの限りではない。
 - ②新株予約権割当契約に違反した場合には行使できないものとする。
- 4. 新株予約権の割当日

平成25年2月5日

- 5. 新株予約権の取得に関する事項
 - (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約、または当社が分割会社となる会社分割についての分割契約・分割計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない会社分割の場合は取締役会決議)がなされたとき、ならびに株式移転の議案につき、株主総会の決議がなされたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無償にて取得することができる。
 - (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.(6)に定める規定により新株予約権の 行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、 当該新株予約権を無償で取得することができる。
 - (3) 新株予約権者が新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。
 - (4) 新株予約権の割当日から1ヶ月後の応答日より1ヶ月の間に、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の1月間(当日を含む直近の21本邦営業日)の平均株価(1円未満の端数は切り下げ)が一度でも行使価額の80%(1円未満の端数は切り下げ)以下となった場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、

当該新株予約権を無償で取得することができる。

- (5) 新株予約権の割当日から6ヶ月後の応答日より1ヶ月の間に、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の1月間(当日を含む直近の21 本邦営業日)の平均株価(1円未満の端数は切り下げ)が一度でも行使価額の100%(1円未満の端数は切り下げ)以下となった場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- (6) 新株予約権の割当日から1年後の応答日より1ヶ月の間に、金融商品取引所における 当社普通株式の普通取引終値の1月間(当日を含む直近の21 本邦営業日)の平均株価 (1円未満の端数は切り下げ)が一度でも行使価額の115%(1円未満の端数は切り下 げ)以下となった場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当 該新株予約権を無償で取得することができる。
- 6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に残存する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3.(1) に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の 条件等を勘案のうえ、上記3.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編 後行使価額に、上記6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編 対象会社の株式の数を乗じた額とする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間
 - 上記3.(3)に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編 行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.(3)に定める新株予約権を 行使することができる期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記3. (4) に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

- (8) その他新株予約権の行使の条件 上記3.(6)に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件 上記5. に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
- 7. 新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項 当社は、新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。
- 8. 新株予約権の割当を受ける者及び数

当社従業員 24 名 1,260 個

以上